

令和8年度 第8次整備事業 北河原配水池地質調査業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、伊那市が実施する「令和8年度 第8次整備事業 北河原配水池地質調査業務委託」に適用する。本業務に適用する共通仕様書は、「地質・土質調査共通仕様書 令和7年10月 長野県」（以下「共仕」という。）とする。

(参考 URL:http://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/infra/kensetsu/gi_jutsu/itakukaisei.html)

(業務目的)

第2条 本業務は、上水道施設の更新を行うため、伊那市が計画している第8次整備事業に基づき、当地区に配水施設の詳細設計に用いる必要な土質状況の把握として、地質調査を行うものである。

(調査箇所)

第3条 本業務における調査箇所は、以下のとおりである。

伊那市 中央

(業務内容)

第4条 本業務は共仕に基づき地質・土質調査を行うものであり、主な業務内容は下記のとおりとする。

1. 機械ボーリング

「共仕」第2章、機械ボーリングに基づき実施するものとし、その他以下の項目に留意し、実施するものとする。

(1) 調査位置、機械ボーリング孔径及び掘進長は設計書の数量を基本とするが詳細な実施位置、掘止深度等については、調査開始前に監督職員の確認を受けるものとする。なお、実施位置での数量について、差違等が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

(2) 各調査地点の作業前、作業中及び作業終了後の現場状況を写真撮影し、報告書と共に提出するものとする。

(3) 業務実施時の安全確保のために注意喚起等の明示を行うものとする。また、現場不在時においては、関係者以外の立入を規制する等の対処を行うものとする。

(4) 受注者は、原則として作業着手時及び終了時に、監督職員に連絡するものとする。また、掘削途中において状況等の変化が発生した等その都度必要時に連絡するものとする。

(5) 現地調査後及び掘削後において、新たに調査を実施する必要がある場合については、別途監督職員と協議するものとする。

(6) 孔壁の崩壊する恐れがある場合は、泥水又はケーシングパイプにより崩壊を防止する。ただし、乱さない試料の採取又は標準貫入試験、孔内水平載荷試験を行う場合は、ケーシングパイプの下端を採取位置もしくは試験位置より1m以上離して止めるものとする。

2. サウンディング

(1) 標準貫入試験

「共仕」第4章第1節に基づき実施するものとし、その他以下の項目に留意し、実施するものとする。

1) 試験回数は、設計書の数量を基本とするが、調査数量の変更が生じた場合は、別途、監督職員と協議するものとする。

2) サンプラーの内容物は、室内土質試験に利用することを予定している。細粒分等の流出に配慮し、室内試験を実施すること。

3) サンプラーの内容物は、コア箱等に入れて、掘深長とコアの内容物が分かるように、写真を撮影し、報告書と共に監督職員に提出するものとする。

3. 解析等調査(既存資料の収集・現地調査・資料整理とりまとめ・断面図等の作成、総合解析取りまとめ)

「共仕」第6章、解析等調査業務に基づき実施するものとし、本業務及び既存資料、土質試験から得られる結果を基に資料をとりまとめるものとする。

4. 土質試験

「共仕」第11章、土質試験に基づき実施するものとし、室内土質試験等により土の種類及び状

態を把握し、土の力学的性質などを基に資料をとりまとめるものとする。

5. 足場仮設

足場仮設は本特記10条に示す足場を想定している。なお、現地状況等により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

6. 準備及び跡片付け

資機材の準備・保管、ボーリング地点の整地・跡片付け、占用許可及び申請手続き、位置出し測量等を含むものとする。

7. 環境保全（仮囲い）

現場状況等により、本特記10条に示す以外に、環境保全（仮囲い）が必要な場合については、別途監督職員と協議するものとする。

8. 搬入路伐採等

現場状況等により、本特記10条に示す以外に、搬入路伐採等が必要な場合については、別途監督職員と協議するものとする。

9. 調査孔閉塞

機械ボーリングを実施完了後、孔内を砂等で埋め戻す事。なお、埋め戻し箇所は本特記10条に示す。受注者は調査孔の閉塞方法の詳細を、業務計画書に記載し、監督職員の確認を受ける事とする。また、これにより難しい場合は、別途監督職員と協議すること。

10. 給水費

現場状況等により、本特記10条に示す以外に、給水の必要が生じた場合については、別途監督職員と協議するものとする。なお、水源までの距離が20m未満の給水費については、経費に含んでいる。

（現地での立会・検査について）

第4条 検尺等の現地での立会・検査については、監督職員が行うものとするが、やむを得ない理由により現地での立会・検査が出来ない場合は、別途指示する。なお、その際には、写真及び柱状図等により確認する。

2. 現地での立会・検査について監督職員に代わる者を派遣する場合は、事前に監督職員より主任技術者へ代替者氏名を連絡する。

（打合せ等）

第5条 「共仕」2-1-12に定める業務の区切りは以下のとおりとし、打合せ場所は伊那市水道部水道整備課とする。また、打合せの初回及び最終回には主任技術者が立ち会うものとする。

- ・業務着手時
- ・成果品納入前
- ・その他監督職員が必要と認めた時

打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に監督職員による履行確認を行うものとする。

（資料の貸与）

第6条 「共仕」2-1-14に示す発注者の貸与する資料は次のとおりとする。

なお、受注者は貸与した資料が不要となった時点で速やかに返却しなければならない。

- ・地質標本

（成果品の提出）

第7条 成果品の提出先は、伊那市水道部水道整備課とする。

（配置主任技術者の資格）

第8条 本業務に従事する主任技術者は、次のいずれかの資格を有しなければならない。

職 階	資 格 等
主任技術者	次のいずれかの資格等を有していること ・技術士（応用理学部門－地質） ・技術士（建設部門－土質及び基礎） ・地質調査技士 上記のいずれかの資格を有している者であること。

(2) 配置

入札参加資格要件審査書類に記載した主任技術者を配置すること。なお、主任技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、監督職員の承諾を得なければならない。

(再委託)

第9条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」2-1-29によるものとする。

2. 「共仕」2-1-29第4項に規定する書面に記載すべき事項は下記の業務の範囲とする。

(1)再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲

(2)再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

(条件明示)

第10条 本業務における設計条件は以下のとおりとする。

名称	条件
総合解析 解析等調査費 (直接労務費分)	解析項目：資料整理取りまとめ／断面図等の作成 土質ボーリング本数：1本
準備費	準備及び跡片付け：見込んでいる 搬入路伐採：見込んでいない
仮設費 足場仮設	・平地足場 1箇所 ・50m以下
旅費交通費 現地調査	積算上の基地：伊那市役所 ・積算上の基地～現地：3km程度のため見込んでいない 高速道路利用料：利用しない
安全費	環境保全（仮囲い）：見込んでいない
施工管理費	施工管理費：見込んでいる
打合せ協議 打合せ	・着手時、完了時：各1回 ・土質ボーリング本数：1本
成果品作成費	対象項目：解析等調査及び打合せ

※なお、上記については、積算条件を明示しているものであり、協議の対象としない。ただし、調査項目数量表に変更があった場合は、変更契約の対象とする。

(地下埋設物の調査)

第11条 設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細について調査するものとする。

2. 設計箇所に地下埋設物があるとみとめられる場合は、埋設物の管理者に対して調査及び確認を行い、設計に反映するものとする。

3. 上記により、貸与資料と相違が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 埋蔵文化財を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告するものとする。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

(疑義)

第12条 設計図書、「共仕」、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議して定めるものとする。